

# 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 釧路啓生会

在宅サービス 釧路鶴ヶ岱啓生園

老人短期入所施設

# 「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護」

## 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(事業所指定番号 0174100099)

当事業所はご利用者に対しての指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 施設利用の留意点
7. 事故発生時の対応
8. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き
9. 高齢者虐待防止について
10. 非常災害対策
11. 感染症対策の強化
12. 第三者評価の実施状況について

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人釧路啓生会  
(2) 法人所在地 北海道釧路市北園1丁目1番27号  
(3) 電話番号 0154-55-5252  
(4) 代表者氏名 理事長 中島 太郎  
(5) 設立年月日 昭和48年12月25日

## 2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成12年4月1日指定  
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月1日指定  
※ 当事業所は特別養護老人ホーム釧路鶴ヶ岱啓生園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従いご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 在宅サービス 釧路鶴ヶ岱啓生園 老人短期入所施設
- (4) 施設の所在地 北海道釧路市鶴ヶ岱2丁目2番5号
- (5) 電話番号 0154-41-1123
- (6) 施設長(管理者)氏名 朱田 敏子
- (7) 当施設の運営方針  
在宅サービス釧路鶴ヶ岱啓生園の老人短期入所施設(ショートステイ)は、ご利用される方々が安心して楽しく生活でき、また介護にご苦労されているご家族の皆さんのお役に立てる施設として、緊急にご利用の際もスピーディーにサービスの提供を致します。  
釧路鶴ヶ岱啓生園は、介護にご苦労されている皆様のお役に立つことを願って各種相談、介護支援事業を行っております。
- (8) 開設年月日 昭和62年 4月 1日
- (9) 入所定員 5人  
定員4人から5人に変更  
変更年月日 平成30年4月10日
- (10) 居室の概要  
当事業所では以下の居室、設備をご用意しております。  
ご契約者又はご利用者のご希望に併せてご利用いただけるよう配慮いたしますので、その旨お申し付けください。

居室・設備の種類	室数	備考
2人・4人部屋	4室	洗面所設置
トイレ	2ヶ所	男女別共同トイレ
食堂	2室	
浴室	2室	2階～特殊浴槽・個浴 3階～一般浴槽・特殊浴槽・個浴
静養室	2室	各フロアに設置

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用に当たって、ご契約者に特別にご負担いただく費用は、ありません。

☆ 居室の変更：ご契約者又はご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設で可否を決定します。

また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者又はご利用者にご相談させていただきます。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスと指定介護老人福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置数	指定基準
1. 園長(管理者)	1名 常勤・兼務	1名
2. 事務員	3名 常勤・兼務	
3. 相談員	3名 常勤・兼務	1名
4. 介護員	39名 常勤・兼務 25名 非常勤・兼務 14名	利用者3名に1名
5. 機能訓練指導員	1名 常勤・兼務	1名
6. 医師	2名 非常勤・兼務	1名
7. 看護師	2名 常勤・兼務	
8. 栄養士	2名 常勤・兼務	1名
9. 調理員	10名 常勤・兼務 9名 非常勤・兼務 1名	
10. 清掃・洗濯	8名 常勤・兼務 2名 非常勤・兼務 6名	
11. ボイラー技師	1名 常勤・兼務	
12. 夜警員	3名 非常勤・兼務	
13. 運転員	1名 非常勤・兼務	

《サービス従事者の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
医師（内科・精神科）	内 科： 毎週水曜日 13：00～16：00 精神科： 月2回以上 13：00～16：00
介 護 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～16：00 4名 日中： 9：00～18：00 15名 遅出： 9：40～18：40 4名 準夜：13：00～22：00 4名 深夜：22：00～ 7：00 4名
相 談 員	標準的な時間帯における最低配置人員 月～金 9：00～18：00 2名 土・日・祭日 9：00～18：00 1名

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>② 利用料金の全額を、ご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|--|

があります。

##### （1）介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

##### ① 食事の提供

イ. 管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・きざみ食等を提供します。

食事時間

- ・朝 食 8：00～ 9：00
- ・昼 食 12：00～13：00
- ・夕 食 17：30～19：00

※上記の時間は基本的な提供時間であり、個々の生活リズムに合わせて食事をしていただくことができます

##### ② 入 浴

イ. 入浴は、週2回ご利用いただけます。

それ以上希望される方には、ご要望に応じますのでご相談ください。

また、身体状況に応じて各種浴槽（一般浴槽、個浴、特殊浴槽、シャワー浴）を用意しております。

ロ. 体調不良により入浴できない場合は、清拭で対応いたします。

③ 排 泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

イ. 医師や看護師により健康管理を行います。

ロ. サービス利用中の医療について

医療を必要とする場合は、ご利用者のかかりつけ医の診察を受けていただくことを基本とします。

また、身体状況に応じて専門医療機関や当園の協力医療機関での診察を受けることもできます。

但し、下記医療機関での優先的な診療、治療を保証するものではありません。

医師（嘱託）

医師名	所在地	診療科目
医療機関名		
須藤 賢一	釧路市東川町 3番11号	内科・循環器内科
すどう内科クリニック		
清水 輝彦	釧路市桜ヶ岡 8丁目1番2号	精神科
清水桜が丘病院		

協力医療機関

医療機関名	所在地	診療科目
釧路中央病院	釧路市黒金町 8丁目3番地	内科
太平洋記念 みなみ病院	釧路市春採 7丁目9番9号	内科・呼吸器科 消化器科・整形外科
釧路北病院	釧路市昭和 190番地105	内科
足立泌尿器科 クリニック	釧路市光陽町 5番10号	泌尿器科
足立皮膚科美容 外科クリニック	釧路市末広町 8丁目1番地	皮膚科
こんの歯科 クリニック	釧路市住吉 1丁目1番6号	歯科

⑥ 送迎

ご自宅から施設までの送迎を行います。

⑦ その他自立への支援

- イ. 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮いたします。
- ロ. 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ハ. 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

《サービスの概要と利用料金》

① 滞在費

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたりかかる費用です。

負担限度額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
従来型個室				
380	480	880	880	1,231
多床室				
0	430	430	430	915

② 食費

1食あたりの食費は、朝食395円、昼食525円、夕食525円となりますが、所得状況によりご負担いただく1日の負担限度額は下表のとおりとなっています。

(単位 円/日)

負担限度額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
300	600	1,000	1,300	1,445

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者又はご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加をして戴くことができます。

利用料金：材料代、経費等、または外出行事に伴う食事代等のご契約者の負担になります。但し、送迎は当園の車輛を使用しますので、ご負担はありません。

イ. 主なレクリエーション行事予定

予定月	行事とその内容	備考
7月	野外昼食会	職員 家族参加
8月	盆踊り	希望者
9月	敬老会 家庭的な雰囲気を実施	職員 ボランティア

12月	クリスマス会 もちつき会 家庭的な雰囲気を実施	職員 ボランティア
4月～3月	ホーム喫茶 毎月一同に会して、お茶会交流	職員 ボランティア

ロ. クラブ活動行事予定

クラブ名	内 容	備 考
茶道クラブ	茶 道	月1回
随時その他のクラブ活動を実施しています。		

(3) 日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※オムツ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

(4) その他施設の対応で行うサービス（無 料）

イ. ご利用者の通院や入院の送迎は、下記の状況等により施設で行います。  
<ご利用者の心身の状態、ご家族の事情などからみて送迎が必要な場合>

ロ. ご利用者の下着・衣類等の洗濯は、施設で行います。

但し、ドライマーク、化繊100%のものは対応できません。

ハ. サービス記録の提示及び複写物の交付

ご契約者又はご利用者は、サービス提供について記録の提示、又複写物を必要とする場合は、いつでもお申し出ください。

(5) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険介護給付費及び介護予防給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

(利用料金は、要介護度、負担割合（1割・2割・3割）に応じて異なります。)

また、食費・滞在費は自己負担額が、所得によって変わります。

その他、課税の状況等により社会福祉法人減免制度があります。

<各加算>

- ◆送迎加算 送迎（片道）1回184単位  
（居宅～事業所間の送迎を行った場合算定）
- ◆介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月の単位の14.0%を乗じる。  
（介護職員等の確保、処遇改善の為の加算）
- ◆夜勤職員配置加算 13単位  
（通常の夜勤者数より1名以上多く配置した場合算定）
- ◆機能訓練体制加算 12単位  
（機能訓練指導員を配置した場合算定）

◆サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位

(介護職員のうち介護福祉士の割合が60%を超える場合算定)

◆サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6単位

(看護・介護職員のうち常勤の職員の割合が50%を超える場合算定)

◆看護体制加算 (Ⅰ) 4単位 (Ⅱ) 8単位

(空床ベッドを利用した際に算定)

《介護保険給付対象のサービス料金》

○短期入所生活介護費(併設型)

基本部分《算定項目》								
介護度	部屋	介護 (単位)	機能訓練 指導体制 加算 (単位)	サービス 提供体制 強化加算 (単位)	夜間職員 配置加算 (単位)	単 位 合 計 (単位)	短期入所 介護費利 用者負担 (1割)	短期入所介護 費利用者負担 (2割)
要支援 1	個室	451	12	18	/	481	481円	962円
	多床室	451				481	481円	962円
要支援 2	個室	561	12	18	/	591	591円	1,182円
	多床室	561				591	591円	1,182円
要介護 1	個室	603	12	18	13	646	646円	1,292円
	多床室	603				646	646円	1,292円
要介護 2	個室	672	12	18	13	715	715円	1,430円
	多床室	672				715	715円	1,430円
要介護 3	個室	745	12	18	13	788	788円	1,576円
	多床室	745				788	788円	1,576円
要介護 4	個室	815	12	18	13	858	858円	1,716円
	多床室	815				858	858円	1,716円
要介護 5	個室	884	12	18	13	927	927円	1,854円
	多床室	884				927	927円	1,854円

○その他、利用料金について

- ◆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者又はご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書（利用領収書）」を交付します。

- ◆ ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。
- ◆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- ◆ 利用期間中に、ご利用者が受診された専門医療機関での医療費については、ご契約者自身の支払いとなります。

#### ○サービス利用料金の算出

サービス利用料金（介護費+送迎費用）+食事代+滞在費 = 個人負担金
------------------------------------

#### （６）利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は、ご利用期間分を1ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月20日まで（土、日、祝日の場合は翌日）にお支払い下さい。

但し、利用の中止、廃止等が生じた場合はその都度お支払いいただきます。

##### ◆銀行口座自動引き落とし

※口座自動引き落とし手続き中は窓口での現金支払い

※みずほ銀行口座からの口座自動引き落としは対応できません

#### （７）利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期間の前に、ご契約者又はご利用者の都合により短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、下記のとおり、キャンセル料として、ご負担いただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	キャンセル料500円

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者又はご利用者に提示して協議します。
- ④ ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金は、お支払いいただきます。

## 5. 苦情を解決するために講ずる措置

### （１）苦情に対する体制、対応の手順

ご契約者又はご利用者が、苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を下記のとおり配置しております。

苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が内容・意向等を聞くとともに、サービス提供担当者からも事情を確認します。その上で内容等を精査し、苦情解決責任者へ報告、または必要に応じて会議を開催し、速やかに対応方法を含めた結果報告、関係者への連絡調整を行ないます。その際苦情に対する内容、経過、対応の記録を保管し、再発防止に活用します。

○苦情受付担当者

※苦情等については、電話、郵便物、又は玄関（特養、在宅）のカウンターに設置の苦情受付ボックスもご利用ください。

職・氏名	総務課長	小島 敬矢
電 話	0 1 5 4 - 4 1 - 1 1 2 3	
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00	

(2) 苦情申立先

釧路市市役所 介護保険所轄課	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0 1 5 4 - 2 3 - 5 1 5 1
	F A X	0 1 5 4 - 3 2 - 2 0 0 3
	受付時間	8：50～17：20
北海道国民健康保 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目国保会館
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
	F A X	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 8
	受付時間	9：00～17：00

6. 施設利用の留意点

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みについて

利用にあたり、日常生活に必要なものは取り揃えておりますが、特別なものはご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。  
故意に、またはわずかな注意をはらえば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に服していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ② ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) ハラスメント防止対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項（職員に対する禁止行為）
  - ①身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼすまたは及ぼされそうになった行為）
  - ②精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

### (4) 喫煙

当施設では改正健康増進法に伴い、全面禁煙となっております。

## 7. 事故発生時の対応

当事業所において事故が発生した場合は、ご契約者又はご利用者、関係機関等に連絡を行うとともに事故発生時の対応マニュアルに基づき必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

又、事故防止に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しています。

事故防止に関する委員会	安全対策委員会
安全対策に関する担当者	施設サービス課長： 廣田 初子

## 8. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

当事業所は、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により、サービスの提供にあたっては、ご利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

「緊急やむを得ない場合」とは一時的に発生する突発自体にのみ限定しますが、次の要件、手続きに沿って慎重に判断することを約束します。

- ◆ 「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三つの要件を満たし、「緊急やむを得ない場合」に該当すると施設全体の判断として行われた場合。
- ◆ ご契約者又はご利用者に対して、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等についてできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。
- ◆ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご契約者又はご利用者の同意を得ることとします。
- ◆ 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、ご利用者の日々の心身の状態

等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行い、逐次その記録を加えご契約者へ情報をお伝えします。

## 9. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 事業所としての措置

① 高齢者虐待防止に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しています。

高齢者虐待防止に関する委員会	身体拘束廃止・虐待防止委員会
高齢者虐待防止に関する担当者	施設サービス課長 廣田 初子

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を8項のとおり整備しています。

④ 高齢者虐待防止研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

⑤ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

⑥ 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できるよう配慮するほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組めるように努めます。

### (2) 相談・通報先

釧路市福祉部介護高齢者福祉課介護予防担当	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5185
	受付時間	8:50~17:20
釧路町健康福祉部介護高齢課地域包括支援係	所在地	釧路町東陽大通西1丁目1番1
	電話番号	0154-40-5217
	受付時間	8:45~17:15
北海道高齢者虐待防止・相談支援センター	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7 2階
	電話番号	011-281-0928
	受付時間	9:00~17:00

## 10. 非常災害対策

サービス提供中に、天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難訓練を行います。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

## 11. 感染症対策の強化

### (1) 感染症対策の強化

① 当事業所においては感染症対策の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施し、感染症の発生防止に努めるとともに、園内感染発生時には、蔓延防止に努めます。

② 事業所内の感染防止のため、下記の理由により、サービス利用を中止又は延期させていただく場合があります。

- ・ サービス利用前の健康確認により、発熱、咳、鼻水、倦怠感等の感染が疑われる症状が顕著であった場合
- ・ 同居者の感染症罹患があった場合
- ・ 事業所内で感染が確認され、営業を休止する場合

(2) 感染の発生時における対応

- ① 当事業所関係者に感染が発生した際は、必要に応じて保健所及びその他の関係機関へ報告を行うとともに、必要な情報提供を行います。
- ② 感染が発生した際は、感染症マニュアルに沿った対応を行います。
- ③ 職員の感染状況などにより、最低限の人員によるサービス提供となる場合があります。その際は、受入利用者数の制限やサービス提供時間の短縮、サービス内容の一部変更等を行うことがあります。

(3) その他

- ① サービス利用中に、熱発やその他感染が疑われる症状が見られた場合は、かかりつけ病院等の医療機関への受診を依頼するとともに、受診の結果、感染症の発症やその他療養が必要との診断を受けた場合は、原則、サービス利用を中止させていただきます。

## 12. 第三者評価の実施状況について

当該事業所においては、上記について現段階で検討中であり、実施はしていません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

在宅サービス 釧路鶴ヶ岱啓生園  
老人短期入所施設

説明者職氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

契約者 住 所 \_\_\_\_\_  
(家族代表)

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 )

令和6年8月1日現在